

一般社団法人 AI ロボット駆動科学イニシアティブ

会費等に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人 AI ロボット駆動科学イニシアティブ（以下「本会」という）の業務及び運営の財源に充てるための入会金及び会費、預託金の額並びにこれらの納入方法等について、定款の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規則は、本会の定款第6条に定める「一般会員」に関する事項を定めるものであり、「正会員」および「賛助会員」には適用しない。

(入会金および会費)

第3条 入会金および会費は次のとおりとする。

1. 法人会員

	入会費	会費(年額)
プラチナ会員	100,000 円	800,000 円
ゴールド会員	100,000 円	400,000 円
シルバー会員	100,000 円	200,000 円
ブロンズ会員	100,000 円	100,000 円

2. 個人会員

	入会費	会費(年額)
個人会員	2,000 円	10,000 円
学生会員	2,000 円	5,000 円
ユース会員	0 円	0 円

2. 理事会は、公益上または運営上の必要があると認める場合、入会金の全部または一部を減額し、又は免除することができる。

(会費等の納入)

第4条 本会への入会を希望する者は、入会金とその事業年度の会費を本会所定の方法に従って納入しなければならない。

2. 本会の会員は、毎事業年度の会費として、本会所定の期日までに本会所定の方法により納入しなければならない。

(未納等に関する取扱い)

- 第 5 条 会員が会費を 1 年以上納入しなかった場合は、定款第 11 条第 1 号に基づき、その資格を喪失するものとする。
2. 前項に定める資格喪失の確認は、理事会において未納状況を確認することにより行う。

(資格喪失に伴う会費の返還)

- 第 6 条 本会は、会員が納入した入会金及び当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(改訂)

- 第 7 条 本規則の改訂は、理事会の決議によるものとする。改訂内容は、速やかに会員に通知し、公式サイトに掲載するものとする。

(附則)

- 第 8 条 本規則は、本会の設立登記の日から施行する。
2. 理事会の定めにより、以下に経過措置を定める。
令和 8 年 4 月 1 日以後に登録された会員に適用することとし、それまでの間は入会金および年会費の徴収は行わない。